

○茨城消防救急無線・指令センター運営協議会公印に関する規程

〔平成25年4月24日〕
協議会規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成25年4月1日施行。以下「規約」という。）第25条の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会（以下「協議会」という。）における公印の種類、保管等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の取扱い)

第2条 公印は、公務上作成された文書が真正なものであることを認証するものであるから、その保管、使用等に当たっては、厳正確実に行わなければならない。

(公印のひな型及び寸法)

第3条 公印の名称、形状、寸法、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

(公印の保管者)

第4条 公印の保管及び取扱いの事務を処理するため、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成27年協議会規程第1号。以下「組織規程」という。）第2条第1項に規定するいばらき消防指令センターに公印保管者を置く。

2 公印保管者は、組織規程第3条第1項に規定するセンター長とする。

(公印取扱責任者)

第5条 公印保管者は、必要があると認めるときは、組織規程第4条第2項に規定する事務局の職員のうちから公印取扱責任者を置くことができる。

2 公印取扱責任者は、公印保管者の命を受け、公印に関する事務に従事するものとする。

(保管の方法)

第6条 公印保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合は堅固な容器に納め、錠を施しておかななければならない。

2 公印は、通常使用する場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特に公印保管者の承認を得た場合は、この限りでない。

(公印の調製、改刻及び廃止)

第7条 公印保管者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止する必要があると認める場合は、
調製

公印 改刻 申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

廃止

2 公印保管者は、公印を改刻し、又は廃止したときは、不要となった公印(以下「旧印」という。)を5年間保存しなければならない。

3 公印保管者は、前項に規定する保存期間を経過した旧印を裁断又は焼却の方法により処分するものとする。

(公印の告示)

第8条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、公印を調製し、又は改刻したときは印影及び使用開始の期日を、廃止したときは廃止の期日を告示するものとする。

（公印台帳）

第9条 公印保管者は、公印台帳（様式第2号）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

（公印の事故）

第10条 公印保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があった場合は、直ちに事故の内容、処理のてん末その他必要な事項を公印等事故報告書（様式第3号）により、会長に報告しなければならない。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会における公印の種類、保管等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月22日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する

別表（第3条関係）

名称	形状	寸法	使用区分	個数
茨城消防救急無線・指令センター運営協議会会長印	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会会長之印	24mm 平方	会長名にて執行する文書	1
茨城消防救急無線・指令センター運営協議会会長職務代理者印	茨城消防救急無線・指令センター運営協議会会長職務代理者之印	24mm 平方	会長職務代理者名にて執行する文書	1
茨城消防救急無線・指令センター運営協議会いばらき消防指令センター長印	いばらき消防指令センター長之印	22mm 平方	センター長名にて執行する文書	1

様式第1号（第7条関係）

調製
公印 改刻 申請書
廃止

年 月 日

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会会長 殿

調製
次のとおり公印を 改刻 したいので申請します。
廃止

- 1 理由
- 2 公印名
- 3 規格
- 4 調製, 改刻又は廃止期日

様式第2号（第9条関係）

公印名	印影	調製年月日	改刻年月日	廃止年月日	備考

様式第3号（第10条関係）

公印等事故報告書

年 月 日

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会会長 殿

公印保管者

次のとおり公印について事故があったので報告します。

- 1 公印名
- 2 事故発生年月日
- 3 事故の内容
- 4 事故処理てん末
- 5 その他必要事項